

2024年1月12日

記者クラブ各社 様

豊岡市長 関貫 久仁郎

職員の処分について

「車検切れ消防ポンプ車両の公務使用」に伴う処分に関して、本日付で関係職員の処分を下記のとおり行いましたので、お知らせいたします。

記

1 処分年月日 2024年1月12日

2 車検切れ消防ポンプ車両の公務使用に伴う処分について

(1) 処分対象者及び処分内容

| | |
|--------|--------------|
| ・部長級 | 1名（厳重注意（文書）） |
| ・課長級 | 1名（ ” ） |
| ・課長補佐級 | 1名（ ” ） |
| ・主事級 | 1名（ ” ） |
| 計 | 4名 |

| | |
|---------------------|----------|
| ① 但東振興局長 | 厳重注意（文書） |
| ② 但東振興局地域振興課長 | ” |
| ③ 但東振興局地域振興課主幹兼総務係長 | ” |
| ④ 但東振興局地域振興課総務係主事 | ” |

※ 厳重注意（文書）は、地方公務員法上の懲戒処分ではない。

(2) 処分理由

但東振興局地域振興課が管理する消防ポンプ車両について、車検の有効期間が2023年12月4日で満了しているにもかかわらず車検の手配を怠り、12月21日に失効に気付くまで17日間が経過し、その間、消防団員が1回使用、25kmを走行した。

一昨年から4回同様の事案が起こっており、そのたびに注意喚起を行ってきた中で、車検満了日の車両内への表示や、車検スケジュール登録、公用車管理システムでの管理など再発防止策に則った対応が不十分であり、また、車両管理の担当職員は思い込みによって車検が済んだものと誤認し、さらに、車両管理者を含め関係職員もダブルチェックなど確認の徹底を怠っていた。

車検が切れた車両を運行すると道路運送車両法に違反することになり、罰則の対象となる。

以上のようなことは、地方公務員法第32条の法令遵守義務違反となり、また、繰り返しとなる法令遵守違反は市民が公務に対して不信の念を抱く行為であり同法第33条の信

用失墜行為の禁止を犯したこととなる。

よって地方公務員法第29条第1項第1号の規定「この法律若しくは第57条に規定する特例を定めた法律又はこれに基づく条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規程に違反した場合」に該当する。

処分内容の決定に当たっては、職員の職位職責、公務員としての社会的責任の程度、情状酌量すべき点等を総合的に勘案するとともに、これまでの本市の処分事例との均衡を考慮し、平等扱いの原則、公平の原則に従い決定した。